

新潟県新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金【申請受付要領】

【受付期間】

令和2年5月11日(月)から同年6月30日(火)まで

【先行受付】

以下の方法による場合は、上記期間に先行して申請を受け付けます。

- ① 県ホームページから申請受付要領を入手（印刷）して郵送で申請する場合
5月1日（金）から
- ② ポータルサイトからオンラインで申請する場合
5月8日（金）から

【受付方法】

① オンライン申請の場合

申請書は本協力金のポータルサイトから提出できます。

ただし、オンライン申請の場合でも、申請書（様式1）以外の書類については、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送する必要があります。（封筒裏面に、差出人の住所及び氏名、申請時に発行される受付番号を必ずご記入ください。）

(URL) <https://niigata-kyugyo.jp/>

※ 6月30日（火）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

（宛先）〒950-8570 ※ 6月30日（火）の消印有効

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県緊急事態措置・協力金相談センター 受付係 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【申請に必要な書類の入手方法】

① 新潟県新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金ホームページ

(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu.html>

② 関係窓口 ※申請書類の郵送による提供は行いません。

申請書類は、県庁受付、県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所の各窓口で、5月11日（月）から配布を開始します。

上記のほか、県内金融機関、商店街振興組合等でも、順次配布を開始します。

【問合わせ先】

■新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

（電話番号）025-280-5222

（受付時間）午前9時から午後7時まで（土日祝日を含む）

1 協力金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新潟県が行った「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に応じて、施設の休止や営業時間の短縮等に協力していただいた県内の中小企業等に対し、協力金を支給します。

(2) 支給額

一事業者あたり 10 万円

2 対象者

以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

- (1) 新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業*及び個人事業主であること。(社団法人、財団法人、N P O 法人等を含む。)
- (2) 緊急事態措置(令和2年4月21日)以前に、協力金支給対象施設(別表2)を運営していること。(営業に許認可等が必要な場合は、その許認可等を取得していること)
- (3) 緊急事態措置の期間(令和2年4月22日から令和2年5月6日まで)のうち、少なくとも令和2年4月24日から令和2年5月6日までの全ての期間において、新潟県の要請に応じ、休業や営業時間の短縮等を行っていること。
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

* 「中小企業」の定義については本要領末尾の表を参照願います。

3 申請書類

(1) 申請書の入手方法

- ① 新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ホームページ
(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu.html>
- ② 関係窓口

申請書類は、県庁受付、県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所の各窓口で、5月11日(月)から配布を開始します。

上記のほか、県内金融機関、商店街振興組合等でも、順次配布を開始します。

(2) 申請書類の提出

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月11日（月）から6月30日（火）まで

【先行受付】

以下の方法による場合は、上記期間に先行して申請を受け付けます。

- ① 県ホームページから申請受付要領入手（印刷）して郵送で申請する場合
5月1日（金）から
- ② ポータルサイトからオンラインで申請する場合
5月8日（金）から

(2) 申請受付方法

① オンライン申請の場合

本協力金のポータルサイトから提出できます。

ただし、オンライン申請の場合でも、申請書（様式1）以外の書類については、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送する必要があります。（封筒裏面に、差出人の住所及び氏名とともに、申請時に発行される受付番号を必ずご記入ください。）

（URL）<https://niigata-kyugyo.jp/>

※ 6月30日（火）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

（宛先）〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県緊急事態措置・協力金相談センター 受付係 宛

※ 6月30日（火）の消印有効です。

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

(3) 申請に関する問合わせ先

■新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

（電話番号）025-280-5222

（受付時間）午前9時から午後7時まで（土日祝日を含む）

5 支給の決定及び支給の開始

- (1) 協力金は、申請書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金の支給（不支給）の決定をしたときは、支給（不支給）に関する通知を送付します。
- (3) 協力金は、5月14日（木）から順次支給します。

6 その他

- (1) 申請者については、県からの要請に対して協力いただいた事業者として、本協力金の県ホームページにおいて対象施設名（屋号等）を紹介します。（紹介を希望されない場合は、申請書の該当欄にその旨を記載してください。）
- (2) 本協力金の支給に関して、必要に応じ、対象施設の休業等の取組状況や営業再開の状況等に関する検査を行い、又は報告を求めることがあります。
- (3) 本協力金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額10万円に年率10.95%の割合で計算した額[新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱第7条第2項]）を支払うことになります。

（参考）「中小企業」の定義について（中小企業基本法第2条第1項）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又 は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

別表 1

提出書類一覧				郵送チェックリスト
		電子申請	郵送	
申請書	1 協力金申請書（様式1）	<input checked="" type="checkbox"/> ※電子申請済み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 休業要請等の対象施設一覧（様式2） ※ 任意の様式で提出可能です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 誓約書（様式3） ※ 代表者名は代表者が自署・押印してください。（法人の場合は法人の代表者印） ※ 記名者（法人の場合は代表者）の名前、住所が確認できる書類を1つ以上提出してください。 (例) 運転免許証、マイナンバーカード(表)など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付資料	4 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の①②の書類が全て必要となります。） ① 直近の確定申告書の控えの写し（手元にない場合は直近の経理帳簿等） ※ 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものを提出してください。（マイナンバーがわからないように処理して提出すること） ※ 直近の経理帳簿等による場合は、令和2年3月又は4月の売上が確認できるものとし、併せて申請に係る事業所の外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真を添付してください。 ② 営業に必要な許可証等の写し（全て） (例) 飲食店営業許可証、酒類販売業免許証など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5 休業等の状況がわかる書類（写しで可） (例) 休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DMなど ※ 休業する事業所等の名称や休業の期間、営業時間の変更等がわかるよう工夫してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	6 申請書記載の口座情報（振込先口座、口座名義及び支店番号等）がわかる通帳等の写し（通帳の場合、表紙の裏など） ※ 申請者と同一名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 郵送チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

1 協力金支給対象施設

施設の種類	要請内容	対象/対象外	施設例	
遊興施設等	施設の使用停止及び 催物の開催の停止要 請 (=休業要請)	対象	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券売場、ライブハウス、バンド練習場、コンパニオン	
文教施設		対象	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校）	
大学、学習塾等		対象	大学、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室、陶芸教室、社交ダンス教室	
運動、遊技施設	施設の使用停止及び 催物の開催の停止要 請 (=休業要請)	対象	体育館、（屋内・屋外）水泳場、ポワリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地、インドアゴルフスクール、遊覧船	
劇場等		対象	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場	
集会・展示施設		対象	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
		対象	博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園	
商業施設	施設の使用停止及び 催物の開催の停止要 請 (=休業要請)	対象	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く。）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー・銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室）、整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。）、ドッグラン、ドッグカフェ（飲食の提供なし）、ネコカフェ（飲食の提供なし）、カイロプラティクス整体、占い、リラクゼーション、建築関係（来客があるもの）、パチンコ店附設の景品交換所、カードショップ、楽器販売、古着屋、中古車販売店	

2 営業時間短縮等により協力金支給対象となる施設

施設の種類	要請内容	対象/対象外	施設例
食事提供施設	適切な感染防止対策 の協力要請、営業時 間短縮の協力要請	対象	<p>飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、タピオカ屋、屋形船</p> <p>※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）</p> <p>※もともと朝5時から夜20時までの時間帯の中で営業している飲食店は、休業要請の対象外で、協力金の支給対象となりません。（終日休業した場合も対象外です。）</p>

3 協力金支給対象外施設

施設の種類	要請内容	対象/対象外	施設例
大学、学習塾等	施設の使用停止及び 催物の開催の停止要 請（＝休業要請）	対象外	オンライン授業、家庭教師
運動、遊技施設		対象外	ゴルフ練習場・バッティング練習場（屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。）、陸上競技場・野球場・テニス場（屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。）、弓道場、プレジャーボート、釣り船、屋外の釣り堀、ゴルフ場
集会・展示施設		対象外	神社、寺院、教会
社会福祉施設等	必要な保育等を確保し た上で、適切な感染防 止対策の協力要請	対象外	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む。）、学童クラブ、障害児通所支援事業所
	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	上記以外の児童福祉法関係の施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係の施設、婦人保護施設、その他の社会福祉施設
医療施設（※）	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復 (※) 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象と する。
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	卸売市場、食料品売場（移動販売店舗を含む。）、百貨店・ホームセンター・スーパー・マーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア、ショッピングモール、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋、ネイル用品販売、化粧品販売
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、カプセルホテル、民泊、ラブホテル、ワイ クリーマンション
交通機関等	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス（宅配等を含む。）、運 輸代行
工場等	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進 を要請、適切な感染防 止対策の協力要請	対象外	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、事務所
その他	適切な感染防止対策 の協力要請	対象外	理髪店、美容院、銭湯（公衆浴場。物価統制令の対象となるもの）、貸倉庫、郵便 局、メディア、貸衣装屋、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質 屋、獣医、ペットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、ブライダルショップ、本屋、自転車 屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴、洋服等）、鍵屋、100円 ショップ、駅売店、家具屋、自動車販売店、カーユニット、花屋、ランドリー、クリーニング 店、ごみ処理関係、ギフトショップ、カウンセリング、器材レンタル、パソコン等修理、携帯 電話販売店、宝くじ売り場、筆耕業（代筆業）、結婚式場内の写真スタジオ、医療 機器販売

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

令和 年 月 日

新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

法人名又は個人事業主名(カナ)																	
法人名又は個人事業主名(漢字)																	
住所(※1)	〒					電話番号							日中連絡先				
申請者情報	資本金又は出資金 (営利法人のみ)			万円		中小企業基本法 上の業種(※2)				常時雇用する 従業員数				人			
	申請者の種別 (右欄に番号を記載) 1:法人 2:個人事業主			1の場合		法人番号(※3)											
口座情報	金融機関番号(※4)					1の場合		生年月日		西暦		年		月	日		
	預金区分(右欄に番号を記載) 1:普通 2:当座 4:貯金 9:別段					2の場合											
	口座名義人(カナ)					銀行		支店番号						支店			
対象施設の 情報(代表1 か所のみ)	基本情報	名称				〒					所在地						
	業態等	種類(※5)				施設				ほか施設数		公表を希望しない場 合は「1」を記載(※6)					

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1「住所」は、法人の場合は法人所在地、個人事業主の場合は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2「卸売業」、「サービス業」、「小売業」、「その他」のいずれかを記載してください。営利法人以外は記載不要です。

※3 国税庁法人番号公表サイトに掲載されている13桁の番号を記載してください。法人番号のない団体については記載不要です。

※4 通常、通帳の表紙裏に番号が記載されています。

※5 別表2記載の対象の施設名を記載してください。

※6 県の協力金のホームページにおいて、休業要請にご協力いただいた事業者を公表します。公表を希望しない場合は記載してください。

記入にあたっての留意事項

- 1 太枠の部分のみ記入してください。
- 2 カナ欄は濁音、半濁音も1文字分として記入してください。
- 3 郵便番号、電話番号は左詰で記入してください。「-」は入力不要です。
- 4 姓と名の間は1字空けてください。

記入例

新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

令和2年5月11日

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1「住所は、法人の場合は法人所在地、個人事業主の場合は添付の本人確認資料記載の住所としてください。」

※2「御売業」、「サービス業」、「小売業」、「その他」のいずれかを記載してください。當利法人以外は記載不要です。

※3 国税庁法人番号公表サイトに掲載されている13桁の番号を記載してください。法人番号のない団体については記載不要です。

※3 国税庁法人番号表リストに掲載されています。

※4 通常、通帳の表紙裏に番号が記載されています。
※5 別表2記載の対象の施設名を記載してください。

*6 岐阜県の協力金のホームページにおいて、休業要請にご協力いただいた事業者を公表します。公表を希望しない場合は記載してください。

【金融機関番号】

【金融機関番号】
第四銀行 0140

第四銀行 0140
北越銀行 0141

休業要請等の対象施設一覧

記入にあたっての留意事項

- 1 休業要請等の対象施設が複数ある場合は、本様式をお使いください。
- 2 休業要請等の対象施設が15を超える場合は、本様式を複写してご活用ください。

通番	施設名	施設の所在地
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

記入例

休業要請等の対象施設一覧

記入にあたっての留意事項

- 1 休業要請等の対象施設が複数ある場合は、本様式をお使いください。
- 2 休業要請等の対象施設が15を超える場合は、本様式を複写してご活用ください。

通番	施設名	施設の所在地
2	シンコウチョウ珈琲 網川原店	新潟県新潟市中央区網川原 6－1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

新潟県知事 様

誓 約 書

私は、新潟県緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

・県内に有する全ての休業要請等の対象施設で、次の要件を満たしています。

【休止要請の対象となっている施設】

4月24日（金）から5月6日（水）まで、全ての期間休業した。

【短縮営業等の協力要請の対象となっている施設（食事提供施設）】

4月24日（金）から5月6日（水）まで、19時以降に酒類を提供しておらず、かつ、少なくとも20時から翌日5時までの営業を停止し、営業時間を短縮（休業）しました。

- ・その他申請要件を全て満たしています。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、協力金を返還します。
- ・新潟県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しております、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等は、申請事業者の経営に実質的に関与していません。

以上

令和 年 月 日

申請（届出）者

住 所

名 称

代表者名

印

※ 住所は法人の場合、法人所在地を記載してください。

※ 代表者名は代表者が自署・押印してください。

（法人の場合は代表者印）

記入例

様式3

新潟県知事 様

誓 約 書

私は、新潟県緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

・県内に有する全ての休業要請等の対象施設で、次の要件を満たしています。

【休止要請の対象となっている施設】

4月24日（金）から5月6日（水）まで、全ての期間休業した。

【短縮営業等の協力要請の対象となっている施設（食事提供施設）】

4月24日（金）から5月6日（水）まで、19時以降に酒類を提供しておらず、かつ、少なくとも20時から翌日5時までの営業を停止し、営業時間を短縮（休業）しました。

- ・その他申請要件を全て満たしています。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、協力金を返還します。
- ・新潟県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しております、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等は、申請事業者の経営に実質的に関与していません。

以上

代表者名は代表者がゴム印等を使用せず、自署・押印してください。
(法人の場合は代表者印)

令和2年5月11日

申請（届出）者

住 所

新潟県新潟市中央区新光町4-1

名 称

株式会社 ナシコウチョウ珈琲

代表者名

代表取締役 新潟太郎

印

※ 住所は法人の場合、法人所在地を記載してください。

※ 代表者名は代表者が自署・押印してください。

(法人の場合は代表者印)